

令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備
促進事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要項（以下「補助金交付要項」という。）の実施に当たり、必要な事項を定めることにより統一的な運用を図ることを目的とする。

（施設の整備方針）

第2条 この事業による施設整備の内容については、だれもが利用しやすい建物となるよう予めUD計画書及び経路部分型改修計画書（経路部分型改修に限る。）を作成するものとし、この計画書に基づいて実施するものとする。

（補助対象施設）

第3条 補助金交付要項別表中の「その他施設」の補助対象は、次のとおりとする。

(1) 補助対象施設

- ア だれもが利用しやすいよう配慮された水飲み器
- イ 廊下等の手すり
- ウ 天井走行用リフター、階段昇降機
- エ オムツ交換台、乳幼児のための授乳のための設備
- オ 点字サイン、触知案内図等の情報サイン
- カ カメラ付きインターホン、聴覚障がい者用補聴システム、音響・音声誘導装置、可変式情報表示装置等の設備機器
- キ 人感式自動照明装置、自動水栓等の装置
- ク 車いす利用者用駐車場又は当該駐車場から建物出入口に至る通路の上屋
- ケ その他誰もが円滑に利用できるようにするために設けられた設備等

（施設整備に係る基準）

第4条 補助金交付要項別表中の要領で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 建築物特定施設が満たすべき基準は、移動等円滑化基準とする。
- (2) 整備施設が満たすべき基準は、整備基準とする。
- (3) その他施設が参考とすべき基準は、次に掲げるものとする。

ア ユニバーサルデザイン建築ガイドライン

- イ 高齢者・身体障がい者等の利用を配慮した建築設計標準
- ウ くまもと・やさしいまちづくり建築物整備ガイドライン
- エ その他これらに類する基準

(意見聴取等)

第5条 補助金交付要項別表中の「意見聴取等」は、次の各号のいずれかに該当するものとし、意見聴取等の対象人数は、建物の規模に応じた相当数とする。

- (1) 当該施設の利用者として、車いす使用者等、数種類の利用者タイプを設置し、聞き取り調査等を現地で実施する意見聴取会
- (2) 当該施設の利用者に対して、現地等で実施するワークショップ
- (3) 当該施設の利用者及び利用が想定される不特定多数の人に対するアンケート調査
- (4) 前3号に類するもの

(複数年補助の扱い)

第6条 建築物の改修にあたり、前年度以前に補助を受けた建築物に対する新たな補助については、補助を受けて整備した施設以外の施設について行うものとする。ただし、知事がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

- 2 前年度以前に補助を受けた建築物に対する新たな補助の額と前年度以前に補助を受けた額の合計は、100万円を超えないものとする。

(市町村の補助方針)

第7条 市町村長は、民間事業者等から補助の申請があった場合、地域における高齢者等の活動状況を勘案し、公共性の高いものなど、特に整備を推進する必要があるものについて事業を実施するものとする。

(事務処理等)

第8条 高齢者、障がい者等に配慮した建築物の整備を行おうとする民間事業者等は、市町村長に対し補助申請を行うものとする。

- 2 市町村長は、民間事業者等から補助を受けたい旨の要望があった経費の一部を県に補助申請をしようとする場合、補助申請に先立ち県と十分協議するものとする。
- 3 補助申請は原則として建築物ごとに行うものとする。ただし、同一敷地内における複数の建築物については、一つの建築物とみなして、一括して補助申請することができるものとする。
- 4 県は必要に応じて現地確認及び完了検査を行うことができるものとする。